

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 9 8 1	受 理 年 月 日	令 和 6 年 7 月 9 日
件 名	子ども・子育て支援交付金を活用した学童保育事業等への委託料や補助金の増額等		
要 旨	<p>学童保育（クラブ）・児童館事業は、京都市が事業主体者として社会福祉法人などの運営団体に委託している。そして、京都市は事業の委託費用として、一人一人の職員の経験や資格要件などの条件で算定した人件費と運営費を、運営団体と協定を締結して支給している。</p> <p>職員の賃金と労働条件は、安心して働き続けられるものでなければならない。長く働き、経験豊かな職員の存在は、子供の最大限の権利保障をすることになると考えるからである。</p> <p>こども家庭庁は、2名の常勤職員を配置した場合には子ども・子育て支援交付金を増額するとして、2024年5月21日に京都市を含む全市町村に通知を出している。</p> <p>これは福祉労働者の確保が低賃金を理由に困難な状況にあり、とりわけ学童保育（クラブ）・児童館で働く職員の賃金を改善すること、また雇用形態を常勤化することが重要だとする認識を踏まえたものであると考える。</p> <p>あわせて、引き続き物価高騰への対応と職員が安心して働き続けられる賃金に改善していくことは、学童保育（クラブ）・児童館事業の事業主体者である京都市の責任である。</p> <p>ついては、こども家庭庁が増額した子ども・子育て支援交付金を活用した補正予算を直ちに組み、各事業者への委託料や補助金の増額を実施するとともに、厳しい経済環境の下、懸命に学童クラブ事業を担っている事業者と職員が安心して子育て支援に従事できるよう予算措置を進めることを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		